

契 約 書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む）第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事（以下「甲」という。）と 柔道整復師 （以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規程に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事 山下 真

乙 柔道整復師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む）第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事（以下「甲」という。）とあん摩・マッサージ師（以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規程に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事 山下 真

乙 あん摩・マッサージ師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるとされる場合を含む）第 55 条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事（以下「甲」という。）と はり師・きゅう師 （以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第 1 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 1 3 条の規程に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第 2 条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第 3 条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第 4 条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第 5 条 この契約の終了 1 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう 1 箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印のうえ各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町 3 0
奈良県知事 山 下 真

乙 はり師・きゅう師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む）第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事（以下「甲」という。）と はり師 （以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規程に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事 山下 真

乙 はり師
住 所

氏 名 印

契 約 書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるとされる場合を含む）第 55 条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事（以下「甲」という。）と きゅう師 （以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第 1 条 乙は、指定医療機関医療担当規程第 13 条の規程に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第 2 条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第 3 条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第 4 条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第 5 条 この契約の終了 1 箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう 1 箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印のうえ各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町 30
奈良県知事 山下 真

乙 きゅう師
住 所
氏 名 印